

次期八戸市総合計画の構造と計画期間（案）について

1. 策定コンセプトについて

資料3で審議した内容となります。

2. 次期八戸市総合計画の構造と計画期間（案）について

（1）案1

第7次八戸市総合計画と同じ内容とするもの。

構 造	【基本構想＋基本計画】
基本構想	令和9年度から令和 13 年度(5年間)
基本計画	同上
備 考	未来共創推進戦略は、現行と同様に総合計画の補完的役割として運用するため、総合計画には含めない。

（2）案2

市の将来ビジョンを示す基本構想は長期的な計画期間を設け、時代の変化による影響を受けやすい基本計画は、機動的に見直しすることができるものとする。とともに現行の計画期間より短縮するもの。

また、これまで総合計画の補完的な役割として未来共創推進戦略を取り扱ってきたが、総合計画と未来共創推進戦略を一体的に管理し、同戦略を基本計画部分と連動させていくもの。

構 造	【基本構想】＋【基本計画＋未来共創推進戦略】
基本構想	令和9年度から令和 16 年度(8年間)
基本計画	(前期) 令和9年度から令和 12 年度(4年間) (後期) 令和 13 年度から令和 16 年度(4年間) ※機動的な見直しができるものとするため、大きな社会構造の変化が発生した場合には、4年に限らず変更できることとする。
備 考	機動的に見直しができるものとすることから、それを実現するために、どのような内容構成の基本計画とするか、その方針については第2回策定委員会の審議事項とする。